

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成25年9月20日(金) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文 欠席届有り

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 5番 厚ヶ瀬博文

事務局職員 事務局長 坂元博美 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○ 議事日程

1、開 会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第20号 農地法第3条許可申請について

議案第21号 農地法第5条許可申請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について

議長 只今より平成25年度第6回錦江町農業委員会定例総会の会議を開会いたします。

本日の総会は、厚ヶ瀬委員から欠席の届け出がありました(委員20名中19名出席で、定足数に達しており)、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に16番島中委員と17番寺田委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

次に事務局から会務報告と説明をお願いいたします。

事務局 (会務報告と説明)

議長 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 (発言なし)

議長 ないようでありますので、以上で会務報告を終わります。

それでは附議事項に入ります。

議案第20号 「農地法第3条許可申請について」 を議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第20号 「農地法第3条許可申請について」 説明します。

受付番号14号の譲渡人は M・E さん S自治会の方です。一方、譲受人は T・M さん S自治会の方です。この申請は、贈与による所有権移転となっています。申請地は、

- ・神川字東大久保4053番14、地目は台帳、現況ともに畑、地積は849㎡です。

譲受人の T さんの経営規模は、世帯員2、労働力2で、年間従事ができるよう記載があり、農地面積は自作地22,886㎡で、農地取得要件の下限面積も問題ありません。甘藷、水稻を主に経営をされています。農業機械の所有状況は、トラクター、耕うん機となっています。

この農地は、永年、T さんが耕作されてきたとのこと。

担当調査委員は13番の鮫島委員です。 以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、13番鮫島委員、調査報告をお願いいたします。

13番 鮫島委員 報告いたします。

この農地は、桜原から鹿屋に抜ける道路沿いにあり、M さんのお父さんの時代から T さんが耕作されていたようです。

M さんのお父さんが、10数年前に亡くなられて、その後も T さんが耕作されていましてけれども、今回、贈与ということになったものです。

T さんは高齢ではありますが、事務局から説明があったとおり、甘藷や米、野菜などを作っておられ、農地の取得要件も問題はないかと思えます。審議の方をよろしく願います。 以上です。

議長 ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号14号について、質問、異議等はございませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。 議案第20号 「農地法第3条許可申請について」 を採決します。

お諮りします。 議案第20号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 なし。

議長 異議なしと認めます。したがって、議案第20号 「農地法第3条許可申請について」 は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に 議案第21号 「農地法第5条許可申請について」 を議題とします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第21号 「農地法第5条許可申請について」 説明します。
受付番号3号の借り人は、M、K市に本拠を置く事業体です。一方貸し人は、
U・Kさん、K自治会の方とU・Tさん、Kさんの息子さんですが、K市に在
住されています。
申請地は、
・神川字守土3866番4、地目が台帳、現況ともに畑、地積が、8,697㎡、
次が、神川字守土3871番、地目が台帳、現況ともに畑、地積が、9,949㎡、
次が、神川字守土3872番1、地目が台帳、現況ともに畑、地積が、1,257㎡、
次が、神川字守土3875番、地目が台帳、現況ともに畑、地積が、3,733㎡
で、4筆の合計は、23,636㎡となります。
土地の名義人は、3番目の3872番1が、U・Tさんで、その他の3筆は、
U・Kさんとなっています。
転用の目的につきましては、太陽光発電のために太陽光発電用パネルを設置する用地に
変更するものです。
本日の資料の6ページから、申請地の位置図、太陽電池パネル配置図等の写しを、また
別添で事業計画書を添付してありますので確認をお願いします。
農地の区分につきましては、農業振興地域内ではありますが、農用地区分では区域外と
なっています。
なお、この受付番号3号につきましては、転用申請面積が2ヘクタールを超えています
ので、県知事への進達が要件となります。
担当調査委員は19番の徳永委員です。 以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、19番徳永委員、調査報告をお願いいたしま
す。

19番
徳永委員 報告いたします。
現地調査を17日に、会長と事務局2人の立会いの下、申請者の出席を求めて行いま
した。申請者側からは、会社の関係者2名が来られて、説明を受けました。
場所は、皆倉の碎石場から国道を挟んだ山の上の方で、鹿屋市との境になります。
現地は、段々畑の茶畑で、道幅も狭く、周囲は、畑と山林で、道の西側には、K市の農
家の方が管理されている茶畑があります。
U・Kさんのご主人は、生前、大工と茶づくりをされていましたが、5年前に亡くな
られ、Mさんという方と平成25年12月までの契約で利用権設定を結ばれていま
したが、平成24年6月に合意解約され、その後、Iさんという方と相対の賃貸契約を
されましたが、Uさんの方から太陽光発電をしたいとの話を持ち出されて、I
さんの方が茶園の管理をしなくなられたようです。
現在は、茶園の中に草が生え、放任状態になっています。
申請者の方は、UさんとIさんの間に立って話し合いはされてきたとのこと
でした。
以上で調査報告は終わりますが、審議の中で質問してくだされれば、お答えします。

議長 ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号3号について、質問、異議等
はございませんか。

7番
牧原委員 ここは、茶畑で、去年3人で見て回った時は、きれいな茶畑だったんだけど・・・。
他の人に対しても、このようなことで良いのかと思う。農地にソーラーを設置できると
いう前例をつくってしまうことにならないか心配だよね。

事務局 補足します。
ここ周辺の農地面積は、申請地を含めて、錦江町内に約3町6反、鹿屋市側に約4町3
反で、8町歩弱のまとまりはありますが、農地の転用許可基準では、第2種農地に区分さ
れ、代替地の検討がされ、周辺の他の土地に立地することができない場合は許可できると
なっています。10ha以上のまとまりのある集団地や公共事業で開発や区画整理が行わ
れたところは、第1種農地となるため許可できません。ただし、今回の案件は、申請面積
が2haを超えていますので、県知事へ進達が要件となります。

7番 牧原委員 | この辺は、茶には適地で、前はかなりの収入もあったと思うが。この茶園なら作りたいという農家はいないの。

18番 安水委員 | 人・農地プランで、町が借り上げて、希望者に貸すとかはできないの。

事務局 | この申請面積は、4筆で23,636㎡ですが、茶園は13枚あり、全ての茶園で機械化がされていますが、道幅が狭く、法面も高く、作業効率は良くなかったのではないかと思います。最近はお茶の価格も低迷し、生産意欲が減退している状況の中では、10aで〇〇円という借地料は、茶園として借りる人はいないと思います。最近、高いところでも△△円位ですので、茶園の借地料は、地権者もこの借地料が魅力的だったのではないかと思います。

7番 牧原委員 | それにしても、もったいないよなあ……。農業委員会として反対はできなわけ。これからも、ソーラーの申請が出てきたら、全部賛成して、通していかなければならないのけ。それでいいのけ。

4番 木原委員 | 農業委員会は、申請の内容が農地法や許可基準の要件を満たしているか、書類がそろっているかを審査するのであって、賛成とか反対の意見を求めるところじゃないので、要件を満たしていれば許可することになるんじゃないの。この場合も許可できるということなので、それでしょうがないんじゃないかなあと思うけど。

事務局 | 事務局としましても、1種農地や改良事業などの公共事業が入っているところは、転用はできないとはっきり伝えていますが、2種農地の場合、要件を満たして、書類がそろっていれば、受け付けざるを得ないと思っています。それから、業者さんの方は、この土地を買いたかったようですけれども、地主さんが今は売らないということで借りることになったようです。

議 長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。議案第21号「農地法第5条許可申請について」を採決します。お諮りします。議案第21号は、県知事へ進達することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議 長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第21号「農地法第5条許可申請について」は、原案に意見書を付して県知事へ進達することに決定しました。

議 長 | 次に議案第22号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。

事務局 | 会議資料のとおり、今回は、37筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当委員の調査報告、質疑等を3回に分けて行い、最後に一括して議決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 | 異議なし。

議 長 | 異議なしと認めます。それでは、受付番号53号から61号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」説明いたします。

事務局

まず、受付番号53号から55号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、H・Tさん、K自治会の方です。

申請地は、

53号が、城元字不動ヶ上2548番、現況地目は畑、地積は、1,372㎡、

54号が、城元字不動ヶ上2550番、現況地目は畑、地積は、1,875㎡、

55号が、城元字不動ヶ上2551番、現況地目は畑、地積は、3,567㎡の内、1,590㎡で、3筆の合計は、4,837㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月15日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で〇〇円となっています。

借り人は、H・Hさん、M自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者2、雇用は7人で年間延べ280日、自作地11,018㎡、小作地35,489㎡で、米、インゲン、バレイショを主体にした経営をされています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラック2台、乾燥機3台、コンバイン、タイヤショベル、トラクターが、それぞれ1台となっています。

担当調査委員は、4番の木原委員です。

次に、受付番号56号につきましては、貸し人が、O・Rさん、S自治会の方です。申請地は、

・田代麓字拂川94番、現況地目は田、地積は、1,143㎡です。

貸付期間は、平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、小作料は、米〇〇kg 〇袋となっています。

借り人は、K・Mさん、S自治会の方です。経営規模は、構成員2、従事者1、自作地1,549㎡、小作地1,795㎡で、米、園芸作物を主体にした経営をされています。

農業従事日数は160日、農業機械の所有状況は、トラクター、田植え機、動噴、軽トラックが、それぞれ1台となっています。

次に、受付番号57号につきましては、貸し人が、K・Tさん、N自治会の方です。申請地は、

・田代麓字溝下656番、現況地目は田、地積は、954㎡です。

貸付期間は平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料は、発生しません。

借り人は、T・Kさん、T自治会の方です。経営規模は、構成員4、従事者2、自作地23,278㎡、小作地14,360㎡で、主に米と生産牛用の飼料作物を生産されています。

農業従事日数は300日、農業機械の所有状況は、トラクター3台、大型モーター、マニアスプレッダ、ハーベラーが、それぞれ1台とトラック 他となっています。

次に、受付番号58号から60号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、K・Mさん、K自治会の方です。

申請地は、

58号が、田代麓字溝下640番1、現況地目は田、地積は、1,248㎡、

59号が、田代麓字溝下641番、現況地目は田、地積は、912㎡、

60号が、田代麓字溝下642番、現況地目は田、地積は、585㎡で、3筆の合計は、2,745㎡となります。

貸付期間は、平成25年12月15日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、T・Kさんで、経営規模、農業機械の所有状況等につきましては、57号で説明したとおりであります。

ただ今説明しました受付番号56号から60号の担当調査員は、8番の鍋委員です。

事務局 | 次に、受付番号61号につきましては、貸し人が、K・Sさん、H自治会の方です。申請地は、
・田代麓字小田2543番1、現況地目は田、地積は、1,283㎡です。
貸付期間は、平成25年10月1日から平成30年12月14日まで、小作料は、〇〇円となっています。
借り人は、I・Yさん、H自治会の方です。経営規模は、構成員1、従事者1、小作地16,561㎡で、生産牛を飼育され、主に、飼料用作物を生産されています。
農業従事日数は340日、農業機械の所有状況は、トラクター2台の他、ショベル、ロールベアラ、ラッピングマシン、モアー、テッダ、軽トラ、ヘイメーカーが、それぞれ1台となっています。
担当調査委員は、9番の樋渡委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。初めに、受付番号53号から55号について、4番木原委員、お願いいたします。

4番
木原委員 | 報告いたします。
受付番号53号から55号につきましては、利用権設定の更新になります。内容については、事務局から説明があったとおりであります。
Hさんも農地の管理はちゃんとされていますので、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。以上です。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号56号から60号について、8番鍋委員、お願いいたします。

8番
鍋委員 | 報告します。
まず、受付番号56号のK・Mさんは、園芸作物はかぼちゃ、いんげんを作っておられます。Oさんの方からK・Mさんに作ってほしいということで指名がありました。

受付番号57号から60号の借り人のT・Kさんは、75歳と高齢ではありますが、現在も15頭の牛を飼われていて、普段は、奥さんと農作業や牛の世話をされていますが、飼料の取入れなど農作業が忙しいときは、同居している息子さんも手伝いをされています。
経営内容については何ら問題はないと思います。以上で終わります。

議長 | ありがとうございます。
次に、受付番号61号について、9番樋渡委員、お願いいたします。

9番
樋渡委員 | 報告します。
借り人のI・Yさんは、現在、Kで牛を飼われている方で、飼料を作るということで借りられるものです。今回借りる田んぼは湿田ということで、小作料は、周辺が〇〇円のところを△△円にしました。
経営の状況については、説明があったとおりです。よろしく申し上げます。
以上で、報告を終わります。

議長 | ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号53号から61号について、質問、異議等はございませんか。

7番
牧原委員 | Sさんな、小作ばっかいじゃが、Tの人な。

9番
樋渡委員 | Iさんは、元はNに勤めていて、そこをやめてから、Tで、牛を飼っています。
出身は、Hで、奥さんの実家がIです。

議長 | 他にありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。
次に、受付番号62号から75号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 | 説明いたします。
受付番号62号から67号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。
この6件の貸し人は、I・Kさん、S自治会の方です。
申請地は、
62号が、田代川原字瀬戸口4147番15、現況地目は田、地積は、551㎡、
63号が、田代川原字瀬戸口4147番25、現況地目は田、地積は、500㎡、
64号が、田代川原字瀬戸口4147番26、現況地目は田、地積は、379㎡、
65号が、田代川原字瀬戸口4147番28、現況地目は田、地積は、519㎡、
66号が、田代川原字瀬戸口4147番29、現況地目は田、地積は、571㎡、
67号が、田代川原字瀬戸口4147番30、現況地目は田、地積は、338㎡で、
6筆の合計は、2,858㎡となります。
貸付期間は、平成25年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、全部で〇〇円となっています。
借り人は、N・Nさん、O自治会の方です。経営規模は、構成員1、従事者1、自作地1,268㎡で、米、バレイショを主体にした経営をされています。
農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、軽トラック、トラクター、耕うん機、田植え機、バインダーが、それぞれ1台となっています。
担当調査委員は、10番の平原委員です。

次に、受付番号68号から75号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。
この8件の貸し人は、M・Yさん、K市在住の方です。申請地は、
68号が、神川字石ヶ峯8262番、現況地目は畑、地積は、1,031㎡、
69号が、神川字石ヶ峯8263番、現況地目は畑、地積は、396㎡、
70号が、神川字石ヶ峯8267番、現況地目は畑、地積は、1,001㎡、
71号が、神川字桜原8383番、現況地目は畑、地積は、909㎡、
72号が、神川字桜原8384番、現況地目は畑、地積は、932㎡、
73号が、神川字桜原8385番、現況地目は畑、地積は、915㎡、
74号が、神川字桜原8386番、現況地目は畑、地積は、895㎡、
75号が、神川字桜原8387番、現況地目は畑、地積は、836㎡で、
8筆の合計は、6,915㎡となります。
貸付期間は、平成25年10月1日から平成35年12月14日まで、経営移譲年金受給のための親子間による利用権設定のため小作料は発生しません。
借り人は、M・Yさん、K市在住の方です。経営規模は、構成員5、従事者2、雇用は7人で年間延べ500日、自作地115,885㎡で、茶を主体にした経営をされています。
農業従事日数は250日、農業機械の所有状況は、耕うん機、乗用摘採機、乗用葉散機、中刈機がそれぞれ1台と120K型の製茶機械1ラインとなっています。
担当調査委員は、13番の鮫島委員です。以上です。

議長 | ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。
初めに、受付番号62号から67号について、10番平原委員、お願いいたします。

10番
平原委員 報告いたします。
貸し人の I さんと借り人の N さんは友人関係でありまして、I さんの方から N さんということで相談があったものです。

N さんは、兼業農家でありまして、バレイショなどを一生懸命作っておられます。農業機械も持っておられますし、自分の農地が少ないので、管理は十分にできると思います。

後は聞いてください。終わります。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号68号から75号について、13番鮫島委員、お願いいたします。

13番
鮫島委員

報告します。

M・Y さんは、K市の方で茶の専業農家です。

事務局からも説明がありましたように、今回経営移譲年金を受給するようになることから後継者である息子さんに経営を譲ることになったものです。

K市の方に茶工場も持っておられて、茶園も大規模に経営されています。

現地も見せてもらいましたが、きれいに管理されておりました。

何ら問題はないと思います。終わります。

議長

ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号62号から75号について、質問、異議等はございませんか。

全委員

なし。

議長

異議なしと認めます。

ここで、しばらく休憩とします。 2時55分から再開します。

(休憩)

議長

会議を再開します。

受付番号76号から89号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

説明いたします。

受付番号76号から78号につきましては、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この3件の貸し人は、F・S さん、K市在住の方です。申請地は、76号が、城元字天神之下505番、現況地目は田、地積は、319㎡、77号が、城元字天神之下506番、現況地目は田、地積は、427㎡、78号が、城元字天神之下508番、現況地目は田、地積は、308㎡で、3筆の合計は、1,054㎡となります。

貸付期間は、平成25年10月1日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、K・M さん、S自治会の方です。経営規模は、構成員4、従事者2、自作地4,718㎡、小作地9,460㎡で、野菜を主体にした経営をされています。

農業従事日数は200日、農業機械の所有状況は、トラック、イモ掘り機、管理機、茎葉処理機、動噴が、それぞれ1台となっています。

次に、受付番号79号につきましては、貸し人が、M・T さん、S自治会の方です。申請地は、

・城元字天神之下504番、現況地目は田、地積は、374㎡の内、24㎡です。

この案件は、受付番号76号から78号の農地に農業機械等が乗り入れる道がなかったことから耕作用通路として借地するものです。

貸付期間は、平成25年10月1日から平成30年12月14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、K・M さん で、経営規模、農業機械の所有状況等につきましては、76号から78号のところで説明したとおりであります。

事務局

次に、受付番号80号から81号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この2件の貸し人は、K・Rさん、K自治会の方です。申請地は、80号が、城元字大田中1121番、現況地目は田、地積は、247㎡、81号が、城元字芝山461番1、現況地目は田、地積は、1,381㎡で、2筆の合計は、1,628㎡となります。

貸付期間は、平成25年10月1日から平成28年12月14日まで、小作料は、米〇袋となっています。

借り人は、M・Tさん、R自治会の方です。経営規模は、構成員6、従事者2、自作地19,002㎡、小作地11,384㎡で、水稻、バレイショ、野菜等を主に生産されています。

農業従事日数は280日、農業機械の所有状況は、トラック2台、トラクター2台の他、田植え機、いも掘り機、茎葉処理機、動噴が、それぞれ1台となっています。

次に、受付番号82号から89号につきましても、貸し人、借り人共に同一ですので、続けて説明いたします。

この8件の貸し人は、A・Mさん、A自治会の方です。申請地は、82号が、神川字下平床7665番3、現況地目は畑、地積は、3,299㎡、83号が、神川字下平床7665番5、現況地目は畑、地積は、4,285㎡、84号が、神川字下平床7665番7、現況地目は畑、地積は、4,556㎡、85号が、神川字木原畑7641番2、現況地目は畑、地積は、2,646㎡、86号が、神川字差出ヶ山7607番4、現況地目は畑、地積は、1,842㎡、87号が、神川字差出ヶ山7609番1、現況地目は畑、地積は、2,420㎡、88号が、神川字下平床7661番1、現況地目は畑、地積は、2,376㎡、89号が、神川字下平床7661番2、現況地目は畑、地積は、1,798㎡で、8筆の合計は、23,222㎡となります。

貸付期間は、平成25年10月1日から平成30年9月30日まで、小作料は、8筆で〇〇円となっています。

借り人は、Jさん、R自治会にあります。経営規模は、構成員3、従事者11、雇用1で年間延べ200日、自作地39,696㎡、小作地123,651㎡で、茶を専門に経営されています。

農業機械の所有状況は、乗用摘採機3台、乗用防除機4台、乗用中刈機3台、2tトラック4台、軽トラック4台となっています。

ただ今説明しました受付番号76号から89号の担当調査員は、15番の落司委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査委員の報告をお願いします。15番落司委員、お願いいたします。

15番
落司委員

報告いたします。

受付番号76号から78号のFさんの土地は、Iの裏の方にありまして、トラクターが入れる道がない事から、現在は、耕うんもされていなくて、荒れている状態です。ここを今回、K・Mさんと利用権設定するものであります。

ここへは、人は畦を通って行けますが、トラクターが入るところがない事から、その分を79号で、トラクターが入れるように、Iのすぐ裏にあるMさんの農地を借りることにしたものです。

現在、K内さんが管理されている農地は、どこもきれいにされていますので問題はないと思います。

Fさんの農地の奥と横の方にも荒れているところがありましたので、ここも借りてもらえないかとKさんに相談しましたが、今回は、Fさんの分だけで良いということでした。この荒れている農地につきましては、地主の方には、草刈をしてきれいにするようには言っております。

きれいなになれば、借りてもらえるのではないかと思います。

15番
落司委員

次に、受付番号80号から81号の貸し人の K・R さんですが、最近、ご主人が亡くなられまして、自分では耕作ができないということで、 M・T さんと利用権設定をすることになったものです。

M さんの経営状況については、事務局の方からも説明がありましたが、水稻、バレイショの他、露地野菜等を生産され、農業には一生懸命取り組んでおられます。

農地の管理もきれいにされていますので、問題はないと思います。

次の、受付番号82号から89号につきましては、今年の12月までの期限で、他の人と利用権の設定がされておりましたが、貸し人の A・M さんの方から、次は、他の人に貸したいということで、現在の借り人との間で話し合いがもたれ、次の借り人は、 J さんとなったわけですが、茶園の管理の都合もあるので、借りるのであれば少しでも早い方がいいということになって、現在の借り人との間では、合意解約ということでの話し合いが成立し、10月1日から平成30年の9月30日までの契約となったわけです。

借り人の J さんは、皆さんもご承知のとおり、大規模に茶を経営をされる農業生産法人であります。

報告を終わります。 よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、担当委員から調査報告がありましたが、受付番号76号から89号について、質問、異議等はございませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」の全般について、質問、異議等はございませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。 議案第22号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を採決します。

お諮りします。 議案第22号は、原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員

なし。

議 長

異議なしと認めます。 したがって、議案第22号「農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地の利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

以上で平成25年度第6回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

議長
(会長)

16番

17番

議事録調整者 折久木まり子